

個人賠償責任保険加入状況調査票（その他）

市町村名	内容	対象者					ご利用に関する お問い合わせ先 （電話）
		SOSネット の事前 登録	要支援・ 要介護 認定	認知症	対象年齢	その他事項	
京都市	高齢者あんしんお出かけサービス事業（小型GPS貸与）に、令和2年8月に日常生活賠償責任保険を附帯したもの。 当該事業を利用する「対象高齢者」が他人にケガをさせたり、物を壊したりするなどして、本人や家族等が法律上の損害賠償責任を負った場合に、上限3億円の補償が受けられるようにする保険。	×	×	○	40歳以上	高齢者あんしんお出かけサービスの利用者が対象。	介護ケア推進課 075-222-3800
城陽市	認知症高齢者が偶然の事故（日常生活で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりした等）によって法律上の損害賠償を発生させた時、損害賠償額の補償を受けられるようにする保険	○	○	○	40歳以上	市内に住所を有していて、在宅生活をしている者	高齢介護課 0774-56-4031
井手町	認知症高齢者等が日常生活における偶発の事故によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償が受けられるようにする保険	○	×	×	-	井手町に在宅で居住していること	高齢福祉課 0774-82-6165
八幡市	住所の所有、使用または管理に起因する偶然な事故、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故（軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能事故を含む）による法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害	○	×	×	-		高齢介護課 075-983-5471
精華町	町が保険に加入し、認知症のある方の偶発的な事故によって法律上の損害賠償が発生した時、損害賠償金を保険で補填するものです。	○	×	×	65歳以上	本町に居住し、かつ住民基本台帳法に基づく住民基本台帳に記載されていること	高齢福祉課 0774-95-1932

京丹波町	認知症高齢者等及びその家族が地域で安心して生活できる環境整備の一環として、認知症高齢者等が第三者に損害を生じさせたことにより賠償責任を負う場合に備え、京丹波町が保険契約者となり加入する個人賠償責任保険事業	○	○	○	40歳以上 (介護認定を受けている)	(1) 町内に住所を有する者 (2) 在宅で生活をしている者で、次のアからウまでのいずれにも該当しないもの ア 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する施設サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院又は地域密着型介護老人福祉施設をいう。)を利用する者及び居住系サービス(認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護をいう。)を利用する者 イ 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院又は診療所に入院している者 ウ 次のいずれかの社会福祉施設に入所している者 (ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設 (イ) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設及び更生施設 (ウ) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)	福祉支援課 0771-82-1800
京丹後市	認知症の方が、日常生活で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の賠償損害補償責任を負った場合に、被害者に支払う賠償金額を補償するため、認知症の方を被保険者とする個人賠償責任保険に市が保険契約者として加入し、安心して暮らしていけるまちとするため	○	×	○	40歳以上	事前登録のある方・・・ 登録者は以下(1)(2) (1) 認知症である者又は認知症の疑いがある者であって、行方不明になるおそれがある65歳以上の者 (2) (1)に準ずるものとして市長が特に認める者	長寿福祉課 0772-69-0330